

学校における感染症について（通知）

学校における感染症に罹患した生徒は出席停止扱いとなります。治癒後、登校される際、2ページ目の医師の許可証明書を担任まで提出してください。出席停止の場合、欠席日数には加算されませんので十分に休養してください。

学校において予防すべき感染症

第1種	エボラ出血熱 痘そう ペスト ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 新感染症	クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎	出席停止期間は治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く） 百日咳 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 水痘（水ぼうそう） 結核	麻しん 風しん 咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎	出席停止期間は各々の疾患で決められているが、病状に応じて医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス 急性出血性結膜炎 その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など）	細菌性赤痢 腸チフス 流行性角結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

★感染性胃腸炎は医師の判断により他人に感染させる恐れがある場合、第3種の「その他の感染症」に該当します。

平成 年 月 日

富山県立石動高等学校長 殿

住 所

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 学校における感染症について（通知）

下記の者は、学校保健安全法施行規則第 19 条の基準に達したので、学校への出席はさしつかえないと認めます。

#### 記

1 生徒氏名 \_\_\_\_\_ 年 組 \_\_\_\_\_

2 病名 \_\_\_\_\_

3 出席停止期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 学校への登校許可日 平成 年 月 日

5 指示・連絡事項

---

---

---